

書叢業林用實浦三・部蘭

— 3 —

授教學大國帝京東
郎 一 部 蘭 士博學林
授教學大國帝京東
郎 八 伊 浦 三 士博學林
輯 編

業 商 材 木

師講校學林農等高京東
著 夫 道 野 奧

行發堂文明京東

昭和十二年六月一日印刷
昭和十二年六月五日發行



蘭・部・三浦實川林業叢書

木材商業

定價一圓五十錢

編輯者

蘭部三浦一郎

發行者

東京市神田區錦町一丁目四番地
周防時雄

印刷者

東京市神田區錦町一丁目四番地
高宮政人

印刷所

東京市神田區錦町一丁目四番地
明文堂印刷部

發兌元

東京市神田區錦町一丁目四番地
明文堂
振替東京一三一九〇番
電話神田二八六〇・五四九

序

晩近産業の進展に伴ひ林業、林學に關する著書は日に月に新たなるものが現はれつゝあることは誠に慶賀すべきである。而して是等著書中系統的林學に於ては其の一般に互り大綱を講述せるもの、及び個々の部門に就て詳細なる記述をなせるもの等精粗種々あるが、實用的林業書に至つては諸種専門の方面に就て經驗的に記述せるものはありと雖も、林業の全般に互り纏まつた文獻は殆どない。此の時に當り著者等は各方面専門家の援助を得て、現下我國林業の全般に互り實用上の見地から平明なる記述をなし之を各部門により適宜を分ち刊行せんことを期す。今回其の第一回として造林・木材工藝・木材商業・砂防工程・林道・特用林産物の五冊を上梓することとした。而して之が完成の、更に適當なる機會に於て各必要に應じ順次増冊する積りであつて、斯くして大方の助言を仰ぎつゝ次第に斯業全般に互る實用的林業叢書を完成せんことを希ふものである。

昭和十二年五月

蘭 部 一 郎
三 浦 伊 八 郎

序

元來、木材商業即ち木材の取引に關する智識は、林業の成果を擧ぐる上に於て、必要缺く可からざるものなるに不拘、從來之に關する著書は全く無かつた。自分は學窓を出で、暫く國有林の事業に従事したるも、中頃民間に轉じ、其の當初は伐木、造材、製材及び汽船積取事業に従ひ、後に至つて中央市場に於て、外材輸入及び其の他一般木材取引に關係したのであるが、其の間民間に於ける木材取引方法は、自分等が學窓に於て學びたるものと、著しい差異あるものも多く、殊に中には根本的に觀念を異にせるものあるを知り、其の是非は暫く措き、其の實際を同學後進の人々に、傳ふるの必要あるを痛感して居つた。

今回、蘭部・三浦兩博士が實用林業叢書を編纂せらるゝに當り、木材商業の編輯を自分に御依頼せられたることは、誠に光榮とする處で、前記の目的を達する好機會として、半歳の日時を費して大體かくの如く取纏めた。尙二、三附け加へたい處もあるが、之は後日改訂版の際に譲る。

木材商業 目次

第一章 木材の語義及び其の區別

第一節 木材の語義

第二節 木材の區別

- 一、用途による區別 四
- 二、運搬取扱方による區別 五
- 三、木材商の特殊稱呼による區別 六

第二章 木材の數稱及び單位

第一節 數稱及び單位の種類

- 一、石並に平石と掛石 四
- 二、尺 五
- 三、才 六
- 四、立方米 六
- 五、立方尺及び立方呎 七

- 四、移入・輸入の如何による區別 七
- 五、產地による區別 八
- 六、材種による區別 三
- 七、製材出來合品の區別 二〇
- 八、樹種による區別 二

第二節 各單位相互の關係

- 六、ボード・ミージュア 二〇
- 七、平方尺・平方呎・及び一平方尺又は一千平方呎及び坪 三
- 八、枚・本・丁及び束 三
- 九、噸及び其の種類 四
- 十、延尺 六

第二節 各單位相互の關係

第三章 木材の檢量及び材積計算法 四〇

第一節 木材檢量の複雑性及び

其の用語 四〇

第二節 挽材の檢量と材積計算法 四三

一、普通の挽材 四三

二、糸間法 四四

第三節 柚角の檢量と材積計算法 四四

第四節 丸太の檢量と材積計算法 四四

一、丸太檢尺の困難性 四四

二、丸太檢尺に當りての注意 四六

三、東京深川木場の標準檢尺法 四七

四、末日最狹部一方指七九掛法 四九

五、平石法 五〇

六、内地各市場又は産地に於ける特殊檢

第四章 木材の缺點 五九

第一節 素材に認められる缺點 五九

尺法 五二

七、ブレトン・スケール 五三

八、ホツバス・ストリング・ミージュア 五八

九、我國官廳の檢尺法 六〇

十、日本木材標準規格に於ける檢尺法 六〇

十一、輸入材丸太の寸檢法と税關寸檢法 六三

第五節 長丸太の檢尺法 六四

一、細丸太の檢尺法 六四

二、打込丸太と電柱の檢尺法 六五

第六節 割材の檢尺法 六六

一、割材の糸廻檢尺法 六六

二、矢弦相乘法 六六

三、梯形法 六六

第二節 製材に認められる缺點 六六

第五章 木材の規格統一及び正量取引並に其の検査

第一節 木材の規格統一と正量取引の關係

關係……………三

第二節 木材検査の實施

一、同業者間の申告……………六
二、検査機關には検査營業機關の利用……………七
三、組合定款による取締……………七
四、組合検査の實行……………九
五、組合の公營検査代行……………九
六、木材検査の公營……………一〇

第六章 木材業の意義及び其の區別

第一節 木材業の意義……………一〇

第二節 取扱方による木材業の區別……………一〇

一、木材出材業……………一〇
二、木材輸出業及び移出業……………一〇
三、木材輸入業及び移入業……………一〇
四、木材荷扱業……………一〇
五、製材業及びベニヤ板製造業……………一〇
六、木材問屋業……………一一
七、木材小賣業又は仲買業……………一二
八、木材仲介業……………一五
第三節 取扱ふべき木材による區別……………一五
第四節 其の他の區別……………一七

第七章 木材業の經營組織と其の得失……………一八

第一節 木材業の個人經營と其の得失……………二八

第二節 木材業の會社經營と其の得失……………二〇

第八章 木材業の團體組織並に統制

- 一、合名會社組織による得失 二〇
二、株式會社組織と其の得失 二二

- 三、合資會社組織と其の得失 二三
四、株式合資會社組織と其の得失 二四

- 第一節 木材業團體の發生 二六

- 第六節 商業組合法による組合及び
其の性質 二七

- 第二節 任意會團の組織及び
其の性質 二七

- 第七節 工業組合法による組合及び
其の性質 二八

- 第三節 重要物產同業組合法による
組合と其の性質 二九

- 第八節 其の他の組合法による木材
業團體組織 二九

- 第四節 同業組合準則法による組合
及び其の性質 三〇

- 第九節 木材業に於ける企業同盟と
企業合同 三〇

- 第五節 聯合會の組織及び其の性質 三一

第九章 木材市場と其の機能

- 第一節 山元集散市場の性質 三三

- 第四節 純輸入市場の性質 三五

- 第二節 輸移出集散市場の性質 三五

- 第五節 純消費市場 三六

- 第三節 輸移入集散市場 三四

- 第六節 市場群 三六

第十章

木材の賣買

一五八

第一節

木材の價格・相場並に建値

一五九

第二節

木材賣買に於ける品質決定

の條件

一六〇

第三節

木材賣買契約の順序及び其

の附帶業務

一六一

一、申込

一六二

二、註文

一六三

三、賣買契約の締結及び確書・領書

一六四

四、結束及び荷印並に其の種類

一六五

第四節

木材の引渡し及び其の種類

一六六

第五節

木材賣買の種類

一六七

第十一章

木材の海上輸送

一六八

第一節

木材の海上輸送

一六九

一、備船契約

一七〇

二、運賃契約

一七一

第二節 船舶の種類及び噸數並に速

一七二

第六節

木材賣買に於ける特殊商習

慣及び賣買特殊用語

一七三

一、木場符牒

一七四

二、口錢附賣買

一七五

三、利物と不行物

一七六

四、親板小板並に小幅の歩み

一七七

力吃水 一九〇

一、汽船の種類 一九〇

二、船舶の噸數 一九一

三、船舶の吃水及び速力 一九二

第三節 船舶の木材積込能率及び其の査定 一九三

一、總噸數による木材積込能率査定方

法 一九五

二、登録噸數による木材積込能率査定

方法 一九六

第十二章 木材の輸入及び其の順序並に手續 一九七

其一 信用狀制度發達せる國よりの

輸入 一九八

第一節 輸入引合及び申込 一九九

一、輸入引合 二〇〇

二、輸出申込 二〇四

三、本船の積噸數による木材積込査定 二〇七

四、船舶名簿記錄による方法 二〇八

五、ブレトン氏の方法 二〇九

六、樹種と積込能率 二一〇

七、丸太直徑及び瑕疵による積込能率 二一一

八、材種及び檢尺法と積込能率 二一二

第四節 積出の意義並に積込の條件 二一三

一、積出の意義 二一三

二、F・A・SとF・O・Bの意義 二一四

三、積込期間及び其の條件 二一六

第二節 信用狀の發行 二一七

一、信用狀の性質及び形式 二一八

二、信用狀の種類 二二〇

絶體引受信用狀 取消可能信用狀

三、木材輸入信用狀 二二七

第三節 輸入爲替の取組及び附屬書類

一、船荷證券 三三

二、送 狀 三八

三、明細書 三〇

四、產地證明書 三〇

五、海上保險證券 三二

六、検査證明書 三三

第四節 C・I・F後に於ける手續 三四

一、着港沖渡の性質 三四

第十三章 開港不開港の意義並に木材輸入通關 三六

第一節 開港地 三六

第二節 不開港地と回航特許 三五

第三節 保護區域と木材繫留水域 三五

第四節 他所揚通關 三五

第五節 通關手續と其の順序 三五

一、輸入の申告 三五

二、エジエントの業務 三五

三、引渡指圖書の發行 三五

四、荷渡保證狀發行の理由 三八

五、C・I・Fと保險關係 四〇

其二 木材の特殊輸入 四三

第一節 南洋材輸入の形式 四三

第二節 露材の輸入 四六

第三節 其の他の輸入材と其の形式 四八

二、通關検査 三七

第六節 輸入丸太の通關寸檢 三五

一、米材丸太の通關寸檢 三五

二、南洋材の通關寸檢 三六

三、露材の通關寸檢 三六

四、立方米換算率に就いて 三六

第十四章 木材關稅 二六五

第一節 木材關稅の種類及び 二六五

其の目的 二六五

第十五章 木材の回漕 二七四

第一節 木材の舁回漕 二七四

第二節 筏回漕及び木材水面繫留 二七六

第十六章 木材の輸出及び其の方法 二八〇

第一節 木材輸出の種類 二八〇

一、輸出木材の種類 二八〇

二、木材輸出業の地方的分布 二八二

三、仕向先による木材輸出の種類 二八三

第二節 木材輸出方法及び手續 二八五

一、支店・出張所による輸出 二八六

二、信用狀發行による輸出 二八七

三、信用狀によらざる輸出 二八八

四、支那・滿洲方面への輸出 二八九

第十七章 木材の鐵道輸送 二九〇

第一節 鐵道の種類 二九〇

第二節 貨物の種類及び運賃等級 二九二

一、手・小荷物及び大貨物 二九一

二、普通等級・特別等級及び

小口扱・貸切扱 二九二

第三節 貨車の種類及び大小 二九六

一、貨車の種類 二九六

二、貨車の大小 二九七

第四節 貨車の積込と其の制限 二九九

一、最高廻數及び最低廻數 三〇〇

二、過積運賃 三〇二

三、秤量貨の矛盾 三〇三

第五節 運賃率の適用 三〇三

第十八章 木材の荷爲替取引 三〇七

第一節 木材荷爲替取引の實情 三〇七

第二節 契約並に口錢の實際 三〇八

第十九章 木材の自動車運搬 三〇九

第一節 自動車運搬の得失 三〇九

第二節 貨物自動車の種類 三六一

第六節 木材の貨車積込能率 三〇五

一、貨車の種類大小による積込能率 三〇六

二、樹・材種による積込能率 三〇六

第七節 木材に對する鐵道運賃改正 三〇九

意見 三〇九

第八節 貨物取扱及び託送手續 三一

一、運送店 三一

二、貨物の託送 三一

三、貨物引換證の性質 三一

第三節 荷爲替取引組の順序 三二

第四節 荷爲替付貨物の假渡し 三三

第三節 自動車輸送と鐵道輸送との 三三

對比 三七

第四節 自動車運賃決定の要素 . . . 三〇

第二十章 製材所の經營及び其の取引 . . . 三三

第一節 製材業の區別 . . . 三四

一、工場所有又は經營の如何による

區別 . . . 三四

二、製材品の種類による區別 . . . 三七

第二節 製材資材の購入 . . . 三九

第三節 製材の歩減りと歩止り . . . 四二

第四節 挽賃の協定並に支拂ひ . . . 四四

— 目次・終 —

木
材
商
業

第一章 木材の語義及び其の區別

第一節 木材の語義

木材と稱する語義に就いては、廣狹二つの意味がある。廣義に於ける木材とは、英語の所謂 Wood の意味であつて、森林の主産物たる樹幹及び枝條を總括したる木質部を總稱し、用材及び薪炭材等總てを包含するものである。

之に對して狹義の木材とは、恰も英語の Timber に當り、用材を意味して居るが更に之を製材（挽材）Lumber と素材とに大別し得る。

一般木材取扱業者に於ては、木材と稱する代りに材木と稱する場合がある。此の場合には意義稍と狹く、明かに用材のみを意味して居る。英語に於て Lumber と稱する場合は、普通前述の製材（挽材）を意味して居るけれども、然しある場合に於ては、日本の所謂「材木」と同様に使用せられ、所謂「杣角」Hewen Lumber 或は割材をも包含する場合がある。